

研究ノート

近代日本行政における官吏経験と実務の連続性

佐 賀 香 織

城西大学 現代政策学部

要 旨

本研究ノートは、明治期日本の官僚制における行政実務のあり方を、中野武宮の官吏期に着目して検討する。中野は地租改正期の土地把握・地域調査に携わり、その知見を内乱期の非常時行政や地方行政に応用した。本稿は、官員履歴や新聞記事等を手掛かりに、これらの実務経験が農商務省期の山林行政へと収斂する過程を明らかにし、官僚制内外での知識と実務の継承構造を示す。

キーワード：中野武宮、地租改正、山林行政、行政実務、官僚制、林学協会

はじめに

本研究ノートは、明治初期に官吏として行政実務に従事した中野武宮の経験を一事例として、近代日本行政形成過程における官吏実務の連続性について検討することを目的とする。近代日本の行政形成は、法制度や官制の整備を通じて進められたが、それらは抽象的な制度設計のみで完結するものではなく、現場において制度を運用する官吏の実務によって具体化されていった。

中野は、従来、実業界への関与や政策論への発言を中心に論じられることが多く、その官吏期の活動については断片的に触れられるにとどまってきた。しかし、中野は地租改正期に地方官吏として土地行政に従事し、中央官庁への出仕や非常時行政への関与を経て、農商務省官吏として行政実務を担った人物である。本稿では、こうした官吏期の経験に着目し、近代日本行政が制度のみならず、官吏による実務の蓄積によって支えられていたことを示す一素材として位置づけた。

(1) 明治初期行政改革と地方官吏としての実務

明治初期の日本では、版籍奉還および廃藩置県を経て、中央集権的な行政制度の構築が急速に進められた。この過程において、中央政府によって構想された諸制度を、地域社会において具体的に運用する役割を担ったのが地方官吏であった。制度改革は法令の制定によって完結するものではなく、地方行政の現場において初めて現実のものとなった。

中野は、この時期に地方官吏として行政実務に従事し、地租改正を中心とする土地行政の現場

に参与していた⁽¹⁾。地租改正は、近代国家の財政基盤を確立するための中核的制度であったが、その実施は一律ではなく、各地域の土地所有関係や社会構造に即した対応を必要とした。地方官吏の業務は、単に税率や法令を伝達することではなく、土地丈量の実施、地券発行の事務、地価算定に関する調整、さらには地域住民への説明や説得を含むものであった。

地方官吏として地租改正に携わった経験が活きた事例として「山形県出張復命書」の作成を挙げたい。地租改正事務局勤務時に山形、秋田に出向した際、地租改正事務局総裁大久保利通宛に同僚の北畠氏と連名で、県下各地の丈量・収穫・地価の適否を審視した結果を「該県申立通速ニ御許可有之度」と新旧税額差引調査書並に図面を副えた報告・上申書を提出している⁽²⁾。

とりわけ地価算定や課税方法の変更は、地域社会に直接的な影響を及ぼすため、住民からの反発を招くことも少なくなかった。地方官吏は、制度の趣旨を説明すると同時に、現実的な調整を行う役割を担っていた。中野自身も、租税徴収をめぐる住民から強い抵抗を受け、生命の危険にさらされた経験を回想している⁽³⁾。このような逸話は、地租改正が机上の制度改革ではなく、地方官吏にとっては地域社会との緊張関係の中で遂行される実務であったことを示している。

大隈重信は追懐談において「彼れが大蔵に居った頃は予は遙か上役であったから能くは識らなかった。地租改正問題が起こった時、彼れの報告は各知事のそれよりも精密で、正確なるは深く余を驚かした」と述べている。報告書の緻密さだけでなく、大隈は中野の性格や人間性にも次のように触れている。「中野氏が其の是とする處は貫徹せんとして上役と衝突する時は、常に辞職を賭して居た。中野氏は察々も明を有し、時には潔癖であった」⁽⁴⁾と。

この地方官吏としての経験は、制度が法令の制定のみで完結するものではなく、現場での運用を通じて具体化されるものであることを、中野に体験的に認識させたと考えられる。後年における中野の行政理解や政策観は、こうした現場経験に強く裏打ちされていたといえよう。

(2) 戦時諜報実務と土地行政経験

中野は、地租改正期に秋田・福岡などで地方官吏として土地行政に従事し、土地台帳の整備や地域社会の実態把握を通じて、土地と人との関係を行政的に把握する実務経験を積んでいた。こうした地方官吏としての経験は、平時の制度運用にとどまらず、明治初期に相次いで発生した内乱への対応においても活用されることとなった。

『東京商業会議所会員列伝』によれば、福岡勤務時に佐賀の乱が勃発した際、中野は内務省の命を受けて佐賀県方面へ出張を命じられ、情勢把握に関わる実務に従事したとされる。さらに、西南戦争勃発時にも、再び戦時の情勢探索を担う官吏として熊本県方面へ出張を命じられ、木葉などの戦地周辺に滞在していたという⁽⁵⁾。

明治初期の内乱対応においては、官制上、明確に規定された諜報機関が存在していたわけではなかった。そのため、地方行政経験を有し、地域社会の実態把握に長けた官吏が、臨時的に情勢探索や地域調査を担う体制がとられていたのであろう。中野が担った戦時の実務も、軍事的な密偵活動というよりは、土地や山林を含む地域状況、住民動向、交通路や物資の流れなどを把握す

る行政的調査の性格を有していたと考えられる。本稿では、こうした実務を便宜的に「戦時課報実務」と表記する。もっとも、当時「密偵」と称された活動⁽⁶⁾と、中野が地租改正期に従事していた行政実務とのあいだには、一定の共通性を見いだすことができる。すなわち、いずれにおいても、地域に分散する情報を収集し、それを整理・選別したうえで、上級官庁に提出する文書へと転換する作業が不可欠であった点である。地租改正事務において地方官吏が作成した復命書や報告書は、土地や住民の状況を行政判断に耐えうる形で言語化することを目的としており、これは内乱期における情勢探索の結果を報告する文書作成と本質的な共通性を見いだすことができると考えられる。

この点において、中野の戦時課報実務は、地租改正期に地方官吏として培われた土地行政経験と明確な連続性を有していた。土地の把握、地域社会の理解、利害関係の調整といった能力は、戦時における情勢探索や調査においても有効に機能した。すなわち、平時と非常時は断絶したものではなく、連続する行政実務として把握されていたのである。

(3) 地租改正事務局から農商務省へ——行政実務の連続性

「中野武官官員履歴」(表1)を確認すると、内務省地理寮にはじまり、地租改正事務局、内務省地理局・山林局を経て、農商務省に至るまで、土地・山林をめぐる行政実務に一貫して関与していたことが確認できる。中野の農商務省期における行政実務は、同省成立後に新たに形成された経験として理解されるべきものではなく、むしろ地租改正期以来の土地調査、文書作成、地域把握といった実務が、制度的に継承された結果として位置づけることができる。

表1 「中野武官官員履歴」

年月	省	局	叙勲	職位	兼任・出張
明治8年	内務省	地理寮		11等出仕	
明治8年7月	内務省	地理寮		10等出仕	
明治8年9月	内務省	地理寮		10等出仕	
明治8年11月	内務省	地理寮		10等出仕	
明治8年12月	地租改正事務局			御用掛	山形県
明治9年4月	地租改正事務局				三瀨県
明治9年6月	内務省	地理寮		10等出仕	
明治10年6月	地租改正局			9等出仕	
明治10年8月	地租改正局			9等出仕	
明治10年9月	地租改正局			9等出仕	
明治10年10月	地租改正局			9等出仕	
明治10年11月	地租改正局			9等出仕	
明治10年12月	地租改正局			9等出仕	山口県1等属
明治11年1月	地租改正局			9等出仕	山口県1等属
明治11年2月	地租改正局			9等出仕	山口県1等属

明治 11 年 3 月	地租改正局			9 等出仕	山口県 1 等属
明治 11 年 5 月	地租改正局			9 等出仕	山口県 1 等属
明治 11 年 6 月	地租改正局			9 等出仕	山口県 1 等属
明治 11 年 7 月	地租改正局			9 等出仕	山口県 1 等属
明治 11 年 12 月	地租改正局			8 等出仕	山口県 1 等属
明治 12 年 1 月	地租改正局				山口県 1 等属
明治 12 年 4 月				1 等属	山口県 1 等属
明治 12 年 5 月	内務省	地理局		1 等属	山口県 1 等属
明治 12 年 6 月	内務省	地理局		1 等属	山口県 1 等属
明治 12 年 7 月	内務省	山林局		1 等属	山口県 1 等属
明治 12 年 8 月	内務省	山林局		1 等属	山口県 1 等属
明治 12 年 9 月	内務省	山林局		1 等属	山口県 1 等属
明治 12 年 10 月	内務省	山林局		1 等属	山口県 1 等属
明治 12 年 11 月	内務省	山林局		御用掛	山口県 1 等属
明治 12 年 12 月	内務省	山林局		権少書記官	山口県 1 等属
明治 13 年 1 月	内務省	山林局		権少書記官	山口県 1 等属
明治 13 年 2 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 3 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 4 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 5 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 6 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 7 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 8 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 9 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 10 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 11 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 13 年 12 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 14 年 1 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 14 年 2 月	内務省	山林局		准判	
明治 14 年 3 月	内務省	山林局		准奏	
明治 14 年 4 月	内務省	山林局		権少書記官	
明治 14 年 5 月	農商務省	山林局	正七位	権少書記官	
明治 14 年 6 月	農商務省	山林局	正七位	権少書記官	
明治 14 年 7 月	農商務省	書記局	正七位	権少書記官	
明治 14 年 8 月	農商務省	書記局	正七位	権少書記官	
明治 14 年 9 月	農商務省	書記局	正七位	権少書記官	山林局権少書記官
明治 14 年 10 月	農商務省	書記局	正七位	権少書記官	山林局権少書記官
明治 14 年 11 月	農商務省	書記局	正七位	権少書記官	山林局権少書記官

出典：『掌注官員録』第 1 冊、第 2 冊、西村組出版組、1875 年、『明治初期の官員録・職員録』第 2 冊、寺岡書洞、1977 年、『官員録』第 1 冊-第 12 冊、弘隆舎、1877 年、1878 年、『改正官員録』第 1 冊-第 34 冊、博公書院、1878-1881 年より抜粋作成（拙著『国家形成と産業政策——中野武営の実業政策論——』志學社、2015 年、37-38 頁）。

中野の官員履歴は、単なる昇進過程を示すものではなく、地租改正期以降に培われた土地行政の実務経験が、官僚制内部においてどのように再配置されていったのかを具体的に示すものである。とりわけ注目されるのは、中野が技官としてではなく、書記官系の文官として配置されている点であり、専門的技術を担う官僚というよりも、土地・山林に関する情報を整理・文書化し、制度運用に耐えうる形で上申する実務官吏として位置づけられていたことである。

また、中野は中央官庁に勤務する一方で、山口県への出向を命じられている。このような中央と地方を往還する配置は、単なる人事上の異動ではなく、地方行政の実態を把握した官吏を、再び中央の制度運用に接続させるための配置であったと考えられる。地租改正期に地方官吏として培われた土地把握や地域社会への理解は、地方出向において再確認・更新され、その後の内務省および農商務省における土地・山林行政の実務においても有効に機能していた。

官員履歴に示される山口県への出向が重要であるのは、単に中央官庁から地方へ異動したという事実にとどまらず、地租改正をめぐる実務運用のあり方が、地方行政の現場において先行的に形成されていた点にある。拙著で明らかにしたように、山口県では、地租改正条例の公布以前から、旧法に基づく地押丈量や県下全体の土地調査が計画的に進められており、地租改正後の再測量や再計算を最小限にとどめるための実務的対応がとられていた⁽⁷⁾。

その結果、旧藩時代に検地が行われていた地域については再測量を回避し、新開地を中心とした調査が行われるなど、地域の実態に即した柔軟な運用がなされていた。さらに、税率算定においても、地租改正条例の形式的適用よりも、租税総額の急激な変動を避けることが重視され、結果として地価や課税額が大きく変動しないよう調整が行われていた。このような実務は、地租改正を一律の制度導入としてではなく、地域社会との摩擦を抑制しつつ運用する行政技術として理解することができる。

中野の山口県への出向は、例外的措置ではなく、地租改正を担った実務官吏を再配置し、その経験を官僚制内部で活用し続けるための人事配置であったと位置づけることができる。こうした観点からみると、中野の官員履歴は、職名や所属の変化を示す一覧表にとどまらず、地方行政経験を有する実務官吏が中央と地方を往還しながら継続的に用いられていく過程を可視化する史料として評価されるべきであろう。

第2章 農商務省における中野武営の官僚的実務

(1) 農商務省官僚制と書記局の位置

農商務省は、明治期において産業振興、殖産興業、土地・山林行政を所管する官庁として設置された。その内部は、個別政策分野を担当する局部門と、それらを横断的に支える文書・調整部門によって構成されており、書記局は後者の中核を担う部署として位置づけられていた。書記局は、各局の政策立案や実務を補助するのみならず、文書の起案・整理・伝達を通じて、官庁内部の意思決定を実務的に支える役割を果たしていた。

官僚制における書記局の重要性は、必ずしも表面的な官職名や職掌から直ちに把握できるものではないが、制度運用の実態に即してみれば、政策と現場を結びつける要として機能していたことが理解される。とりわけ農商務省のように、多様な分野を所管する官庁においては、各局の実務を調整し、統一的な行政運用を可能とする書記局の存在は不可欠であった。

中野の官員履歴に示される職階や所属は、中野が特定の技術分野に限定された官僚ではなく、土地・山林を含む行政実務全般に関わる文書行政を担う実務官吏として位置づけられていたことを示している。この点において、中野は、制度の立案そのものを主導する存在というよりも、制度を現場に適用し、行政として機能させる役割を担っていたと考えられる。

また、書記局勤務は官庁内部の情報が集約される位置にあることを意味していた。各局から上がってくる報告や意見、地方からの照会や復命書は、書記局を通じて整理・処理されることが多く、そこに配置された官吏は、行政運用の全体像を把握する立場にあった。中野が書記局を中心とする配置であったことは、彼が農商務省内部において、実務情報を集約し、調整する役割を期待されていたことを示唆している。

このように、農商務省官僚制における書記局の位置に着目すると、中野官吏経験は、単なる補助的業務にとどまるものではなく、官庁内部の実務運用を支える中核的な位置にあったことが理解される。書記局を中心とする配置は、後に中野が関与することになる山林行政や知識編成の実務を理解するうえで、重要な前提をなしていたといえよう。

(2) 山林行政官僚としての専門性

農商務省における中野の官吏経験を検討すると、その実務が次第に山林行政へと収斂していった点が注目される。官員履歴に示される配置は、単なる一時的な兼務ではなく、山林関係業務への継続的な関与を示しており、中野が農商務省官僚制の内部において、山林行政を担う官吏として位置づけられていたことがうかがえる。

明治期において山林行政は、従来の地方行政の一部として扱われてきた分野から、国家経済の基盤を支える専門的行政分野へと再編されつつあった。地租改正によって土地の私的所有が確定していく一方で、山林については、治水、資源確保、殖産興業といった観点から、国家的管理の必要性が強く意識されるようになっていた。こうした状況のもとで、山林行政は、短期的な政策対応ではなく、長期的な経済政策と結びついた行政分野として位置づけられていったのである。

中野の官吏経験は、このような山林行政の再編過程と重なっている。官員履歴に見られる配置からは、中野が内務省・農商務省において、山林をめぐる行政実務に反復的に関与していたことが確認できる。これは、山林行政が一時的な政策課題ではなく、継続的な制度運用を要する分野として認識されていたことを反映していると同時に、その運用を担う官吏として中野が評価されていたことを示唆している。

この点は、同時代の報道からも裏づけられる。『朝野新聞』は、林学や山林保護の重要性が認識されつつあった状況を伝える中で、中野を緒方道平らと並び、山林の保護・改良・繁殖を目的

として林学協会を設立した人物の一人として紹介している。この記事では、山林が「国家の大経済」に関わる学問的・政策的対象であることが強調されており、中野が官僚としてのみならず、山林行政を支える知識形成の場にも関与していたことが示されている⁽⁸⁾。

中野が担った山林行政の実務は、山林の測量や技術的管理そのものではなく、各地から集められた情報を整理し、行政文書として編成し、政策判断に耐えうる形で制度運用に接続する点にあったと考えられる。すなわち、中野は、山林行政を個別技術の問題としてではなく、制度と文書を通じて管理される行政領域として把握し、その運用を担っていた官吏であった。

以上のように、中野の官吏経験を山林行政の観点から捉えると、彼は農商務省官僚制の内部において、山林をめぐる行政実務を継続的に担い、その制度化と専門分野化に関与した官吏であったと評価することができる。この点は、次節で検討する行政実務と知識編成の問題を理解するうえで、重要な前提となる。

(3) 行政実務と知識編成 —『林学協会集誌』を中心に—

明治期における山林行政の展開は、官庁内部の実務運用にとどまらず、山林や林学をめぐる知識の整理・共有と密接に結びついていた。山林を国家経済の基盤として捉える認識は、行政実務の現場のみならず、協会や刊行物といった知識形成の場を通じて社会的に共有されていったのである。こうした知識編成の動向は、山林行政が専門的行政分野として成立していく過程を理解するうえで重要な位置を占めている。

もっとも、中野の山林行政に関する専門性は、林学の理論や測量技術を体系的に修得した結果として形成されたものではなかったと考えられる。中野は官吏経験を通じて山林行政の実務知識を蓄積しており、林学に関する専門的知識については、ドイツで林学を学んだ松尾礪からの教授の影響も大きかったようである。中村弥六の『林業回顧録』によれば、長年地租改正業務に携わった中野をはじめとする官員たちでも測量知識に乏しく、機械操作にも関心を示さなかったとする逸話が紹介されている⁽⁹⁾。

前節で確認したように、中野は農商務省官僚制の内部において山林行政を担う官吏として位置づけられていたが、その活動は官庁内部に限定されるものではなかった。山林行政に関する知識や理念は、行政実務と並行して、協会活動や刊行物を通じて整理・共有されており、中野はその過程に関与していたと考えられる。

林学協会およびその機関誌である『林学協会集誌』は、山林を単なる地方資源としてではなく、治水、資源管理、殖産興業を含む国家的課題として捉える枠組みを提示する場であった。ここでは、森林の保護や改良、繁殖といった課題が、学問的・技術的観点に加え、政策的・経済的観点からも論じられていた。このような知識の編成は、山林行政を一時的な政策対応ではなく、長期的な制度運用として位置づけるための基盤を形成していたといえる。

注目されるのは、中野が林学協会に単なる関係者として関与していたのではなく、幹事長という立場にあった点である。国文学研究資料館所蔵の史料によれば、1882年7月15日付の『林学

協会集誌』第11号には、「林学協会仮事務所幹事長 中野武営」の名義で作成された史料が存在することを確認できる⁽¹⁰⁾。現時点では実物の詳細な確認には至っていないが、少なくとも形式上、中野が協会の運営や機関誌の発行に関与していたことを示す史料として位置づけることができる。

さらに重要なのは、この史料が1881（明治14）年政変によって中野が下野した後の時期に作成されている点である。すなわち、中野は官職を離れた後も、林学協会との関与を継続していた可能性が高い。このことは、山林行政や林学をめぐる専門性が、官職に付随する一時的な役割ではなく、官僚制の内外を横断して持続しうる知識と実務の体系として形成されていたことを示唆している。

このように、中野の官吏経験を行政実務と知識編成の両面から捉えると、彼は農商務省官僚制の内部で山林行政を担う実務官吏であると同時に、その専門性を官僚制の外部においても維持し、共有する過程に関与した存在であったと評価することができる。行政実務、専門分野としての山林行政、そして知識編成という三つの側面が相互に結びつく中で展開した中野の活動は、明治期官僚制における実務官吏の役割を考察するうえで、重要な示唆を与えるものである。

第3章 中野の官吏経験と近代日本行政の実務

本章では、これまで検討してきた中野の官吏経験を踏まえ、近代日本行政における実務官吏の位置づけについて整理した。中野の経歴は、特定の政策形成を主導した高位官僚の事例としてではなく、地租改正期以降に形成された行政実務が、官僚制内部でいかに活用され、また官職の内外を越えて持続していったのかを示す点に特徴がある。

第1章で確認したように、中野は地租改正事務局をはじめとする初期行政改革の過程において、土地把握や地域調査といった基礎的行政実務に携わっていた。これらの経験は、内乱期の非常時行政や地方行政の現場においても活用され、官僚制の中で実務官吏としての評価を形成していった。中野の官吏経験は、特定の制度に限定されるものではなく、状況に応じて転用可能な実務能力として積み重ねられていった点に特徴がある。

第2章では、こうした実務能力が農商務省官僚制の内部でどのように位置づけられたのかを検討した。書記官系文官として配置された中野は、技術官として専門的測量や林学研究を担う立場にはなかったが、各地から集められた情報を整理し、行政文書として編成し、制度運用に接続する役割を果たしていた。とりわけ山林行政に関しては、官員履歴が示すように、継続的な関与が認められ、山林行政が専門的行政分野として再編されていく過程と中野の官吏経験とは重なり合っている。

さらに注目されるのは、中野の活動が官庁内部にとどまらず、林学協会や『林学協会集誌』といった知識形成の場へと広がっていた点である。中野は林学協会の幹事長として協会運営や機関誌の発行に関与しており、山林行政をめぐる知識や理念の整理・共有に一定の役割を果たしてい

たことがうかがえる。しかも、この関与は1881（明治14）年政変による下野後にも継続していた可能性があり、山林行政や林学をめぐる専門性が、官職に依存しない形で維持されていたことを示唆している。この点は、中野の官吏経験を、官職在任期に限定されない持続的な実務経験として捉え直すと同時に、行政実務や専門性が官僚制の内外を横断しながら維持・共有されうるものであったことを示している。中野の事例は、官僚制の中で形成された実務能力が、下野後においても知識共同体や協会活動を通じて再編される可能性を示すものといえよう。

以上の検討から、中野は、近代日本行政における実務官吏として、制度形成の前面に立つ存在ではなかったものの、土地・山林をめぐる行政実務を担い、その運用と知識化に関与した人物として位置づけることができる。彼の官吏経験は、地租改正から内務省・農商務省期、さらに官職離任後に至るまで連続的に展開しており、近代日本行政の実務がどのように蓄積され、転用されていったのかを考察するうえで、有効な視角を提供しているといえよう。

おわりに

本研究ノートは、中野の官吏経験に着目し、近代日本行政における実務の蓄積とその持続のあり方を検討してきた。中野は制度形成の前面に立つ高位官僚ではなかったが、土地や山林をめぐる行政実務に継続的に関与し、その経験を官僚制の内外で展開していた点に特徴があった。本稿は、その官吏経験に焦点を当てることで、近代日本行政を支えた実務官吏層の一断面を描き出すことを試みたものである。

とりわけ注目されるのは、1881（明治14）年政変による下野後も、中野が林学協会との関与を継続していた可能性が確認できた点である。この事実は、山林行政や林学をめぐる専門性が、官職に付随する一時的な役割ではなく、官僚制の内外を横断して持続しうるものであったことを示唆している。行政実務によって形成された知識や経験が、官職離任後においても協会活動や知識共同体を通じて再編・共有される可能性を本稿は具体的に示したといえよう。

もっとも、本稿で用いた史料にはそれぞれ性格上の制約がある。官員履歴は官吏の配置や任用の経過を把握するうえで有効である一方、個々の官吏が具体的にどのような実務を担っていたのかを直接示すものではない。また、回顧録類は当事者や関係者の経験を伝える貴重な手がかりを与えるが、執筆時点の評価や後年の解釈が反映されている可能性を否定できない。新聞記事についても、同時代的情報を提供する一方で、修辭的表現や世論形成の意図を含む点には留意が必要である。さらに、『林学協会集誌』については、現時点では実物確認に至っていない史料も含まれており、その内容や編集過程については今後の検討を要する。

今後の課題としては、第一に、『林学協会集誌』の実物確認を通じて、中野がどのような立場で協会運営や言論編成に関与していたのかを、より具体的に明らかにする必要がある。第二に、農商務省内部文書や同時期の山林行政関係資料との突合せを行うことで、中野の行政実務が制度運用の中でどのように位置づけられていたのかを精緻に検討することが求められる。さらに、同

時代の山林行政関係官吏との比較を通じて、中野の官吏経験が個別的事例にとどまるのか、それとも実務官吏層に共通する特性を示すものなのかを検討することも重要であろう。

こうした課題を踏まえると、本稿で明らかにした官吏期の実務経験は、その後の中野が実業界や政治の領域で活動していく際の基盤としても位置づけることができる。土地や山林をめぐる行政実務を通じて培われた地域把握や制度運用の経験、さらに官僚制の内外を往還する形で形成された専門性は、官職離任後の活動を理解するうえで重要な連続性を示していると考えられる。本稿は、中野の全体像を提示するものではないが、既存研究で十分に扱いきれなかった官吏期の行政実務に焦点を絞り、その連続性を再検討することを目的としている。

《注》

- (1) 「再置香川県官員履歴」『愛媛県史料』五十二、国立公文書館蔵。
- (2) 『山形県史』資料編 19、近現代史料一、山形県、1978 年、165～171 頁。
- (3) 薄田貞敬編『中野武宮翁の七十年』、中野武宮翁伝記編纂会、1934 年、45～48 頁。
- (4) 同前、578～581 頁。
- (5) 山寺清二郎編「中野武宮君の伝」『東京商業会議所会員列伝』聚玉館、1892 年、118～121 頁。
- (6) 大日方純夫『維新政府の密偵たち 御庭番と警察のあいだ』吉川弘文館、2013 年。
- (7) 佐賀香織『国家形成と産業政策——中野武宮の実業政策論——』志學社、2015 年、39 頁。
- (8) 『朝野新聞』2268 号、1881 年 4 月 13 日、1 面。
- (9) 中村弥六述、吉田義季筆記・編『林業回顧録』大日本山林会、1930 年、15 頁。
- (10) 林学協会集誌第拾壹号、林学協会仮事務所、1882 年 7 月 15 日、「伊豆国韭山江川家文書」。林学協会仮事務所幹事長中野武宮が江川家宛に『林学協会集誌』第 11 号を送付したことが明らかとなった (<https://archives.nijl.ac.jp/G000000225435/data/17134>) 2025 年 12 月 25 日閲覧。

The Continuity of Bureaucratic Experience and Administrative Practice in Modern Japan

Kaori SAGA

Abstract

This research note examines the continuity of bureaucratic experience and administrative practice from the perspective of political science and public administration, using modern Japan as a historical case relevant to contemporary policy studies. Focusing on the official career of Buei Nakano, it analyzes how practical administrative knowledge — acquired through land surveys and regional investigations during the land tax reform — was carried across different administrative contexts, including emergency governance during internal conflicts and local administration. Drawing on official career records and newspaper sources, this study traces how such accumulated bureaucratic experience and administrative practice were consolidated in forestry administration within the Ministry of Agriculture and Commerce. It argues that continuity in administrative practice was sustained not only through formal institutional arrangements but also through the circulation and accumulation of bureaucratic expertise, offering insights into governance and policy implementation.

Keywords: Buei Nakano, Land Tax Reform, Forestry Administration, Administrative Practice, Bureaucratic System, Forestry Society of Japan